

歴史まちづくり法に基づいた景観整備事業の実態について

天野洸*・安武敦子**

Actual situation of the townscape improvement project based on the Law on the Maintenance and Improvement of Historic Landscape in a Community

by

Hikaru AMANO*・Atsuko YASUTAKE**

We will investigate whether the maintenance project based on the Law on the Maintenance and Improvement of Historic Landscape in a Community is effective for landscape formation. It targets cities that are promoting maintenance through the cooperation of the Landscape Act and the Law on the Maintenance and Improvement of Historic Landscape in a Community. The purpose is to clarify the reality of both plans. As a result, it was found that the Law on the Maintenance and Improvement of Historic Landscape in a Community is flexibly operated as a complement and promotion of the Landscape Law and the Law for the Protection of Cultural Properties.

Key words : *landscape, historical, maintenance, cooperation, priority area*

1. はじめに

1.1 研究背景と目的

景観コントロールを行なっている都市が全国各地に存在し、町並みの調和を保つための行為制限や景観形成基準を景観計画で定めている景観計画策定団体数は約 560 に至る。それでもなお、都市の発展や歴史的建造物の老朽化等によって、歴史的な町並みの景観が失われつつある。景観法、文化財保護法等の法律は、景観形成区域や伝統的建造物群保存地区といった区域の規制や文化財の保護に主眼が置かれており、指定のない歴史的建造物の復原や、文化財の周辺環境の整備等には必ずしも十分に対応できたわけではなかった。そこで歴史的建造物や伝統的祭礼行事など、地域の歴史や伝統を残しながら形成された環境、すなわち歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを国が支援するために、2008年11月に歴史まちづくり法が創設された。これに基づいて歴史的風致維持向上計

画^{注1}（以下、歴まち計画）が策定され、それに則ったまちづくりが行われ始め、歴史的資源の保全、その周辺整備を行う事業等が計画されている。現在、全国で86都市が認定を受けており、その内の多くの認定都市では、歴まち計画と景観計画を連携させ、良好な景観形成の創出を行なっている。

よって、歴史まちづくり法に基づいた整備事業が景観形成に効果的かを調べるため、本稿では、景観計画と歴まち計画の連携によって整備を推進している都市を事例として選定し、両計画の役割と関わり方、及び景観整備事業の実態を明らかにすることを目的とする。

1.2 研究方法

既に歴まち計画を取り入れて一定期間が経過しており、歴史的な町並みの維持向上の実績がある都市を選定し、実際の歴まち計画と景観計画の連携による効果を知る必要がある。

本稿の調査では、上で述べた歴まち計画の整備事業

令和3年7月2日受理

* 工学研究科 (Graduate School of Engineering)

** システム科学部門 (Division of System Science)

を実施している都市を選定し、対象都市の景観計画における行為制限、景観形成基準といった景観施策、及び歴まち計画の推進体制、歴まち重点区域と景観形成重点区域の位置関係、整備事業による取り組みから、景観形成における歴まち計画の役割を把握する。

2. 対象都市の選定

国土交通省は、各都市の歴まち計画の内容や同計画に基づく取り組み状況に関する整理、計画の認定を受けた各都市が、歴史まちづくり法施行後5年間の取り組みの成果についてとりまとめ、公表を行っている³⁾。研究対象都市には、2014年までに歴まち計画の認定を受け、その成果の公表を行っている44都市から選定する。これは一定の事業や取り組みが終了し、それらの成果が現在の都市に反映されていると考えられるためである。

次に歴まち計画の認定前後において、景観計画の策定がされている都市は44都市の内、35都市が該当する (Fig. 1)。また、歴まち計画の策定目的は5つのタイプに分かれており (Table 1)、今回の研究では、面的な町並み整備の実態を知るため、拠点周辺整備推進タイプを主要な策定目的にしている都市を選定すると、7都市 (萩市、水戸市、長浜市、松江市、恵那市、美濃市、尾道市) に絞られた。次に下記の視点から7都市をみる。

- ① 整備事業数 (総数、タイプ別)
- ② 事業の目的タイプの多様性
- ③ 歴史的風致形成建造物^{注3)} 数

国土交通省の取り組み成果では、歴まち事業の目的タイプは5つに分類されており、その目的タイプと整備事業数を Table 2 に示す。まず整備事業数においては、松江市が最も多いことがわかる。次に各タイプにおける整備事業 (ハード) を見ると、拠点施設整備^{注3)} においては松江市、町並み整備^{注4)} においては長浜市、回遊性向上^{注5)} においては尾道市がそれぞれ最も多く、特に尾道市は拠点施設整備、町並み整備、回遊性向上と幅広く取り組んでいることが分かる。

また歴史的風致形成建造物は、歴まち計画で指定さ

れる建築物であり、歴史的風致の維持向上に寄与すると位置づけられた場合に指定を受けるため、登録数は歴まち計画の効果を知る上で重要な指標になると考えられる。7都市において、最も数が多いのは長浜市 (41件) であった。

以上より、拠点整備事業数と全整備事業数が最も多い松江市、回遊性向上事業数が最も多く、多角的に整備事業を推進している尾道市、町並み整備事業数が最も多く、歴史的風致形成建造物数が最も多い長浜市の3都市を事例として調査する。

3. 対象都市の景観計画

景観計画は、景観法に基づいた良好な景観形成を促す計画である。計画では景観計画区域や、行為制限、

	古都	重要伝統的建造物群保存地区	歴史的風致形成建造物	歴史的風致形成基本構想	景観行政団体	景観計画 (景観法に基づく)	歴史的風致形成基本構想	景観行政団体	景観計画 (景観法に基づく)	歴史的風致形成基本構想	景観行政団体	景観計画 (景観法に基づく)
1 金沢市		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 高山市		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 彦根市												
4 萩市		●	○									
5 亀山市		●										
6 大山市		●										
7 下諏訪町												
8 佐川町												
9 山鹿市												
10 桜川市		○										
11 津山市		○										
12 京都市		●	●									
13 水戸市												
14 長崎市												
15 弘前市		●										
16 甘楽町												
17 高山市		●										
18 太宰府市												
19 三好市		●										
20 白河市												
21 松江市												
22 恵那市		●										
23 高岡市		●	○									
24 小田原市												
25 松本市												
26 川越市												
27 多賀城市												
28 宇治市												
29 大洲市												
30 美濃市												
31 佐賀市												
32 尾道市												
33 竹原市												
34 明和町												
35 東御市												
36 岐阜市												
37 長野市												
38 津和野町		○										
39 堺市												
40 鶴岡市												
41 日南市												
42 郡上市												
43 名古屋市												
44 斑鳩町		●										
計	都市数	2	19	4	7	38	35	18				
	割合 (%)	4.5	43.2	9.1	15.9	86.4	79.5	40.9				

Fig. 1 景観計画との連携都市³⁾

Table 1 歴まち計画策定の目的タイプの設定³⁾

1	伝統的活動継承タイプ	祭りや伝統工芸など、地域で受け継がれてきた伝統的活動の継承や、その舞台となる建造物や周辺環境の整備を図るため
2	拠点整備推進タイプ	地域の中核的な歴史資源の復元や修復など、主に歴史まちづくりの拠点となる場の整備、充実を図るため
3	拠点周辺整備推進タイプ	城郭や神社仏閣、重伝建地区といった中核となる歴史資源の周辺の環境整備を行うため
4	これまでの取り組み継承タイプ	これまで進めてきた歴史まちづくりの延長線上で、歴史まちづくりの更なる推進を図るため
5	認定効果期待タイプ	国の認定 (お墨付き) を受けることで、市民の意識啓発を図り、これまで十分には取り組めていなかった歴史まちづくりを進めるため

Table 2 歴まち事業の目的タイプと事業数

		萩市	水戸市	長浜市	松江市	恵那市	美濃市	尾道市
事業の目的タイプ (重複無し)	拠点施設整備 (ハード)	9	11	6	25	9	2	6
	町並み整備 (ハード)	6	7	10	7	6	7	9
	回遊性向上 (ハード)	—	—	—	2	3	—	9
	歴史的活動継承	5	—	4	2	1	4	1
	意識啓発	10	6	4	8	5	4	12
歴まち事業数 (ハード)		30(15)	24(18)	24(16)	44(34)	24(18)	17(8)	37(24)

景観形成基準についての事項が示されており、それらの規制によって景観コントロールがされている。

3.1 景観計画の区域と景観地区

景観計画の対象となる地域は、「景観形成区域」と定められており、3都市とも市全域を景観形成区域に指定している。またその区域内で、貴重な景観資源として良好な景観の形成が特に必要とされ、地域の特性を活かした景観まちづくりを促進する必要がある区域を「景観形成重点区域」として指定している。

尾道市は市の中で「尾道・向島地区」と「瀬戸田地区」の2つのエリアを景観形成重点区域に指定している。さらに「尾道・向島地区」においては、尾道市の都市計画で「景観地区」に指定されており、この地区では眺望景観を守るために一定の区域で建築物の高さを制限している (Fig. 2)。

松江市、長浜市はエリアごとに歴史的なまちなみを保全する形成基準を定めるために、複数のエリアを景観形成重点区域として指定している。長浜市においては、広域的に景観づくりを進める必要がある区域を広域景観形成重点区域 (3地区)、一定のコミュニティが形成されている地域内において景観づくりを進める区域を特定景観形成重点区域 (7地区) に区分することとしている。特に特定景観形成重点区域においては、6つの通りで尚且つ道路の中心線から30m以内の範囲とかなり限定されていることがわかる (Fig. 3)。尚、長浜市では都市計画による「景観地区」の指定はない。

松江市においては、景観計画策定以前からの伝統美観保存条例 (1973年) により、伝統美観保存区域を定め、歴史的なまちなみの保存を行ってきた。よって景観形成重点区域に指定されている9地区の内、「塩見縄手地区」、「普門院外濠地区」、「城山内濠地区」の3地区は、「伝統美観保存区域」に指定されており、良好な景観形成のための方針や行為の制限に関する事項について、各地区個別に定めている。また、塩見縄手地区については「景観地区」に指定され、建築物又は工作物についてより強制力のある制限を行なっている。

3.2 行為制限

建築物の建築や工作物における一定規模以上の建設、開発行為等を行う際は、景観法に基づく届出、又は申請が必要となっている。行為の届出方法は、景観計画で定める区域によって異なる場合がある (Table 3)。長浜市においては、景観形成区域と景観形成重点区域どちらにおいても届出制であるのに対し、松江市と尾道市においては、景観形成重点区域での建設行為等は認定申請が必要である。また、区域によって申請で求められる建設行為の規模は異なり、景観形成重点区域に

おいてはより厳密な制限が設けられている。尾道市を例にとると、景観形成区域では建築物の高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるものは届出の対象となるが、景観形成重点区域では規模を限定しておらず、どのような大きさの建物であっても市長の認定を受ける必要がある。

3.3 景観形成基準

景観計画では、建築物や工作物といったものに対して、形態や色彩、意匠等に景観形成基準を設けており、調和のとれた景観保全を促す規制を策定している。長浜市と松江市においては、景観形成区域と景観形成重点区域それぞれで景観規制が定められているが、尾道市においては景観形成区域における規制のみとなっている。そのため Table 4 に示す通り、尾道市においては、景観形成重点区域においても景観形成区域における規制が適用されるため、2地区に比べて定められていない項目がいくつか見られる。

3都市の景観形成基準の項目を見ると、全体を通し

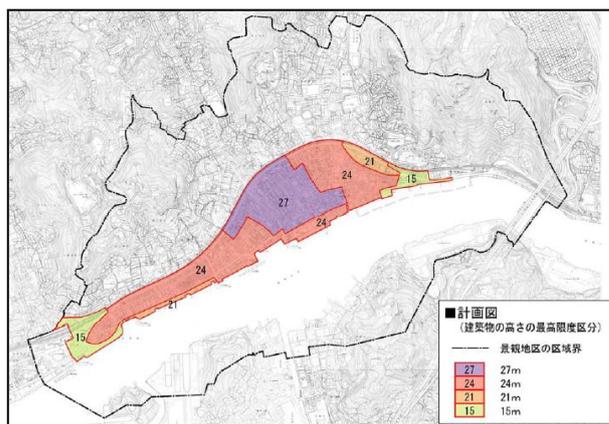


Fig. 2 尾道市における景観地区と高さ制限¹⁰⁾

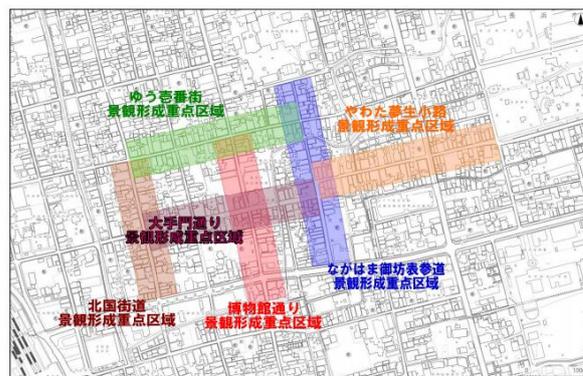


Fig. 3 長浜市における特定景観形成重点区域⁴⁾

Table 3 景観計画策定期間と行為制限の届出制度

	長浜市	松江市	尾道市
景観計画策定期間	2008.3	2007.4	2007.4.1
行為制限	景観形成区域	届出制	届出制
	景観形成重点区域	届出制	認定制

て「できるだけ派手な色彩は避ける」や「調和を阻害しない程度の色彩、形態、意匠とする」といった表現が多い。しかし都市によって特徴的な事項も存在する。

尾道市では道路、案内板などの工作物に関して、周辺景観と調和したデザインに配慮するといった、歩行者空間の印象向上を図るための措置がされている。

長浜市においては、色彩規制で、重点区域ごとにそれぞれ色彩マンセルによる推奨値を定めている。また建築物は2階までとすることや、色彩は白壁とすること、電柱は道路の路面には配置しない等、基準を限定させることで町並みの統一感を創出する試みが見られた (Photo 1)。

松江市は、景観計画の規制項目が最も細かく分かれており、景観形成重点区域かつ伝統美観保存区域でもある「塩見縄手地区」においては、建築物の形態意匠の中で屋根、建具、庇等に分かれており、それぞれの項目で規制が定められている。さらに伝統美観保存区域は他の景観形成重点区域に比べて高さ基準も厳密となっており、建築物敷地地盤面から12メートル以下、かつ3階建て以下となっている。

4. 歴まち計画の取り組みについて

歴まち計画は、都市それぞれが定める総合計画の一環として、都市計画や景観計画とそれぞれ連携をとり合って行われている。その中で歴まち計画の内容、役割を調査することとする。

4.1 計画の推進体制

推進体制としては、基本的には都市計画を担当する部署と歴史的資源の保全などを行う部署、その他関連組織が庁内で連携し、計画の推進を行なっている。行政(市)は国に相談、支援を受け、計画の推進と事業の実施を進める。また、定期的に協議会に状況を報告し、今後の課題や事業展開などの連絡を行なっている (Fig. 4)。

長浜市では都市計画課と歴史遺産課を事務局とした庁内推進組織により、関係課の連携のもとに計画の推進と事業の実施を進めている。尾道市においてもまちづくり推進課、文化振興課を事務局とし、計画推進の総合調整機能を担っている。松江市においては、都市整備部の歴史まちづくり部門と、教育委員会の文化財保護部門を統合して「歴史まちづくり部」が創設され、そこを中心として計画の実施が行われている。このように、歴まち計画を推進するために独自の組織を創設する都市も見られる。

4.2 歴まち重点区域と景観形成重点区域

歴まち計画で定められる重点区域は、その地区で重

要とされる歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要と認められる区域である。歴史まちづくり法第2条第2項の重点区域の設定要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「文化財保護法の規定により選定された重伝建地区内の土地」に該当する土地の区域とする。各都市はこれらを主軸としたうえで、歴まち計画で定める歴史的風致を含めたエリアを重点区域として設定している。尚、今回対象都市とした3都市は、重伝建地区には指定されていないため、設定要件の前者に基

Table 4 3 都市の景観形成重点区域における景観形成基準の規制項目

		長浜市	松江市	尾道市
建築物	位置	○	○	○
	形態	○	○	○
	意匠	○	○	○
	色彩	○	○	○
	素材	○	○	—
	緑化	○	○	○
工作物	位置	○	○	○
	形態	○	○	—
	意匠	○	○	—
	色彩	○	○	○
	素材	○	○	—
	緑化	—	○	—



Photo 1 長浜市の景観形成重点区域



Fig. 4 松江市の歴まち計画の推進体制⁷⁾

づいてエリアが設定されている。

重点区域は1つのエリアの場合や、複数のエリアにまたがって設定されている場合があり、都市が指定する維持向上させるべき歴史的風致の分布状況によって面積も異なる。

尾道市の歴まち重点区域は2地区で、総面積は337haである。尾道の市街地（重点区域のエリア）には国が指定する重要文化財（建造物）が多数存在しており、景観形成重点区域のエリアでもあることから、景観条例と連動して歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の立地、集積する市街地の周辺も含めて景観形成重点区域と同様の範囲としている。

長浜市の歴まち重点区域も2地区で、総面積は161haであり、3都市の中では最も限定された範囲となっている。これは、長浜市における重点区域設定の土地の区域の要件を満たす国指定の重要文化財が、小さな範囲に集約しているためである。長浜市での重点区域と景観形成重点区域の範囲はFig. 5のようになっており、景観形成重点区域が歴まち重点区域内にあるといった位置関係となっている。

松江市の歴まち重点区域は5地区で、総面積は1,222haと、3都市の中では最も大きい。地区の設定としては、国指定の文化財が広範囲に渡って分布しており、エリアによって松江市が重要視する歴史的風致が異なるため、重点区域が複数に分けられて点在している。指定文化財以外の歴史的建造物の老朽化や滅失、空き家や空地の増加によるまちなみの不連続や景観の悪化、人口減少による祭礼の維持困難性などの課題を解決するとともに、今ある歴史的風致を高め、観光振興にも繋げていくことの必要性のあるエリアであることも設定の動機としてある。また5地区の内、旧城下町エリアは長浜市同様に、景観形成重点区域を含めた範囲である。

4.3 歴まち計画の整備事業

歴まち計画で実施される事業は、Table 2に示す目的タイプによって種類が分かれており、拠点施設整備、町並み整備、回遊性向上事業はハード事業に分類され、歴史的活動継承、意識啓発事業はソフト事業に分類される。ハード事業は、歴史的資源やまちなみを保全するために歴史的建造物（重要文化財を含める）や町並みの構成要素の修景、修理を行なっている。ソフト事業は地域の伝統文化を保全継承していくための支援や、歴史まちづくりに対して地域住民に周知するための取り組みや、歴史まちづくりを実施する市民団体への活動支援を行なっている。

まず区域別の歴まち事業数（ハード、ソフト事業）

をTable 5に示す。事業は、市全域や重点区域に対してのものもあるが、主に重点区域内での事業の割合が3都市とも75%以上となっている。このことから、歴まち事業は重点区域の歴史的風致の維持向上に主体的に取り組んでいることが分かる。

次にTable 2の目的タイプ別の事業と、Table 6の構成要素別の事業から、整備事業の分類を示す。まず拠点施設整備事業数が最も多い松江市は、「史跡松江城石垣修理事業」、「佐太神社正中殿ほか2棟建造物保存修理事業」といった寺社仏閣をはじめとする重要文化財の修理、保全事業（Fig. 6）を主体的に行なっているため、Table 6の建築物の構成要素の割合が高くなっている（50%）。また総整備事業数（34ヶ）が多いのは、松江市の指定している重点区域が市全域にわたって広く分布しており、それに伴って重点的に整備する施設の指定数が多くなるためだと考えられる。

次に、町並み整備事業数が最も多い長浜市は、「町並み再生型都市機能強化事業」、「歴史的建築物保存活用

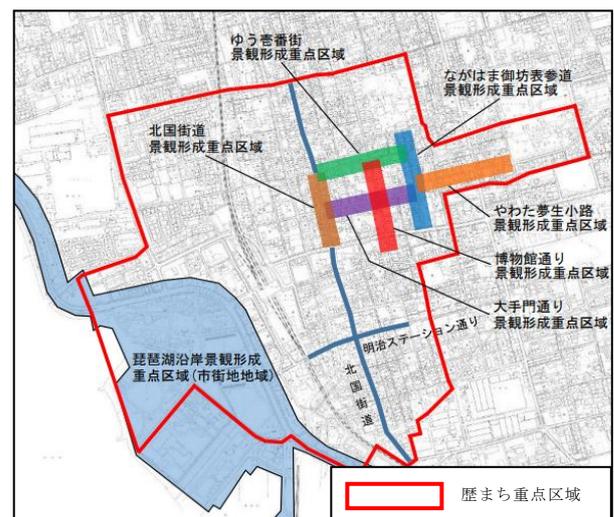


Fig. 5 長浜市の歴まち重点区域と景観形成重点区域の位置関係⁵⁾

Table 5 区域別の歴まち事業数

	長浜市	松江市	尾道市
重点区域内	19	36	28
重点区域以外	2	1	0
市全域	3	7	9

Table 6 構成要素別の整備事業数

		長浜市	松江市	尾道市
各種構成要素の整備を推進している歴まち事業数（重複あり）	建築物、土木構造物	10	18	9
	道路（舗装）	3	7	6
	工作物（門、塀、手すり等）	1	6	5
	街灯	—	—	1
	無電柱、無電線化	1	—	1
	その他（歴史的風致）	2	5	4

事業・伝統的街並み景観形成事業」といった歴史的町並みを構成する歴史的建造物の修景を行う事業を主体的に行なっているため、Table 6における建築物の割合が高い(59%)。特に「町並み再生型都市機能強化事業」は、既存の町家の修景(Fig.7)を15件、「歴史的建築物保存活用事業・伝統的街並み景観形成事業」は25件のファサードの補助を行っている。このように1つの整備事業で複数の歴史的建造物の修景を行うことにより、連続した町並み形成の創出につながっている。

回遊性向上整備数が最も多い尾道市においては、「夜間景観形成事業」、「多国籍音声設備設置事業」といった、景観面に配慮しつつ、重要文化財等の歴史的資源を安全・快適に巡って回れるようにするための事業が多く行われている(Fig.8)。また建築物(9ヶ)、道路(6ヶ)、工作物(5ヶ)の整備事業が一定数存在する。尾道市は斜面地の面積が大きいので、地盤面や工作物等の整備を行い、重要文化財等の周辺環境の向上に取り組んでいる。よって構成要素に偏りが少なく、多角的に整備を推進していることが分かる。

また積極的な修景を支援するために、建築物の修景行為の一部を負担する補助金事業が存在する。松江市の「伝統美観保存区域等修景事業費補助金」や、長浜市の「歴史的建築物保存活用事業・伝統的街並み景観形成事業」、尾道市の「まちなみ形成事業」、「沿道建築物等修景事業」等、整備事業だけでなく、民間に整備を促す事業が推進されており、歴史まちづくりに対する意識の向上を図っている。

5. まとめ

本稿では、歴まち計画を2014年以前から施行している長浜市、松江市、尾道市の景観計画、歴まち計画の調査を通して、景観形成における歴まち計画の役割を把握した。

長浜市の景観計画では、景観形成区域、景観形成重点区域を指定し、その中で特定景観形成重点区域は道路中心線から30m以内と限定することで、景観形成基準による色彩や形態の規制を厳しくし、町並みの統一感を創出する試みとなっている。次に歴まち計画では、推進体制として都市計画課と歴史遺産課を事務局とした庁内推進組織により、関係課の連携のもとに計画の推進と事業の実施を進めている。重点区域面積は3都市の中で最も小さく、重点区域内に景観形成重点区域が存在する。整備事業においては町並み整備の割合が高く、町家などの修景や電柱を目立たなくさせる等して、連続したまちなみ形成の創出を促している。

松江市の景観計画では、景観形成区域、景観形成重

点区域の指定と共に、「塩見縄手地区」では伝統美観保存区域、都市計画による景観地区の指定により強制力のある規制が行われていた。行為制限は景観形成区域においては届出制であるのに対し、景観形成重点区域においては認定制となっている。景観形成基準は、建築物の形態意匠における規制項目が細かく設定されており、伝統美観保存区域ではそれに加え高さ基準も厳密なものとなっていた。次に歴まち計画では、推進体制として歴まち計画策定に伴い、都市整備部の歴史まちづくり部門と、教育委員会の文化財保護部門を統合して「歴史まちづくり部」の創設を行い、そこを中心として計画を推進している。重点区域面積は3都市で最も大きく、長浜市同様、重点区域内に景観形成重点区域が存在する。整備事業においては3都市の中で総整備事業数が最も多く、重要文化財の修理、保全事業が主体となることで文化財保護の後ろ盾になっている。また拠点施設整備の割合も高い。

尾道市の景観計画では、景観形成区域、景観形成重点区域の指定と共に、「尾道・向島地区」においては景観地区の指定をし、高さ制限が定められている。行為制限は松江市同様、景観形成区域では届出制、景観形



Fig. 6 松江市の拠点施設整備事業の事例⁷⁾



Fig. 7 長浜市の「町並み再生型都市機能強化事業」における修景事例⁵⁾

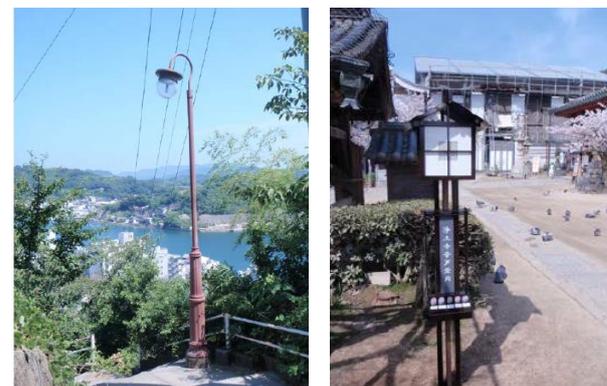


Fig. 8 尾道市の回遊性向上整備事業の事例⁹⁾

成重点区域では認定制となっている。景観形成基準は、景観形成区域のみの規制のため、定められていない規制項目があるが、特長として歩行者空間の印象向上を図る基準を定めていた。次に歴まち計画では、推進体制としてまちづくり推進課、文化振興課を事務局とし、計画推進の総合調整機能を担っている。重点区域と景観形成重点区域の範囲は同程度で、整備事業においては、回遊性向上事業の割合が高い。また建築物、道路、工作物の整備事業が一定数存在し、構成要素においても多角的に整備を推進していることが分かる。

3 都市の調査を通して、景観計画と歴まち計画は連携されているが、歴まち計画による整備は各々特長がある。長浜市では景観計画で町並みの統一感を創出する試みがある中で、歴まち計画での町並み整備事業を行っていること、松江市では文化財保護法による重要文化財の保全を主体としていること、尾道市の景観計画では歩行者空間の印象向上を推進しているうえで歴まち計画での回遊性向上事業を主眼として行っていることである。これより、歴史まちづくり法は、景観法や文化財保護法を補完、増進するものとして柔軟に運用されていることが分かった。

今後の予定として、景観形成基準が最も厳密に定められており、範囲を限定して重点的に計画を推進している長浜市を対象都市とし、歴史的風致形成建造物に対する取り組みについてや、歴まち計画の整備事業のタイプ分け（景観計画の強みを強化するタイプや景観計画ではできなかったことを補完するタイプ）を行う。

謝辞：本研究を進めるにあたって、景観調査にご協力頂いた長浜市役所都市建設部都市計画課都市デザイン係の富田彩加様、市民協働部歴史遺産課の加藤浩様には深く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 景観コントロール地区における景観評価と修景指針に関する研究 天野洸 安武敦子 日本建築学会九州支部研究報告第60号 令和3年3月 pp445-445
- 2) 歴史まちづくり：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 2008年発行（2020年5月22日閲覧）
https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000003.html
- 3) 国土交通省：歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果 平成26年
- 4) 長浜市景観まちづくり計画 長浜市 平成20年3月（平成26年4月 変更）

- 5) 長浜市歴史的風致維持向上計画 長浜市 平成22年2月（令和2年7月 更新）
- 6) 松江市景観計画 松江市 平成19年3月
- 7) 松江市歴史的風致維持向上計画 松江市 平成23年2月（令和3年3月 変更）
- 8) 尾道市景観計画 尾道市 平成19年4月
- 9) 尾道市歴史的風致維持向上計画 尾道市 平成24年（令和3年2月 更新）
- 10) 尾道市景観施策のあらまし 平成22年3月

注釈

- 注1) 歴史まちづくり法に基づいた歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定し、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定する計画。
- 注2) 歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて、市町村長が建造物の所有者及び教育委員会の意見を聞いて指定を行うもの
- 注3) 地域の歴史的風致の“核”となるような歴史資源や、歴史的町並みの保全を図る上で重要な建造物等の修理・修景や復原のための事業で、そのための調査や土地の買い取り等も含む修理した歴史的建造物の公開や交流拠点としての活用など、歴史的建造物を有効に活用していくための環境整備
また、城跡公園など地域の歴史的風致の拠点となるような公園、地域の歴史文化を紹介するような展示・交流施設等の整備
- 注4) 文化財の周辺等における良好な市街地景観を形成していくための事業で、歴史的町並みを構成する歴史的建造物の修理・修景のための助成制度創設や、景観阻害要素の除去、道路の美装化、無電柱化等の事業
- 注5) まち中にある歴史的資源を安全・快適に巡って回れるようにするためのアクセス路や歩行空間整備、サイン・案内板の整備、駐車場整備といった、まち中の回遊性を向上させるための事業